

2－1 教育方法の変化

- (1) 学習指導要領の改訂
- (2) 高校改革（特色を活かした学校づくり）
- (3) 特別な配慮が必要な生徒等への対応

2－2. 社会状況の変化

- (1) 技術の急速な発展（I C T環境）
- (2) 少子化
- (3) 働き方改革

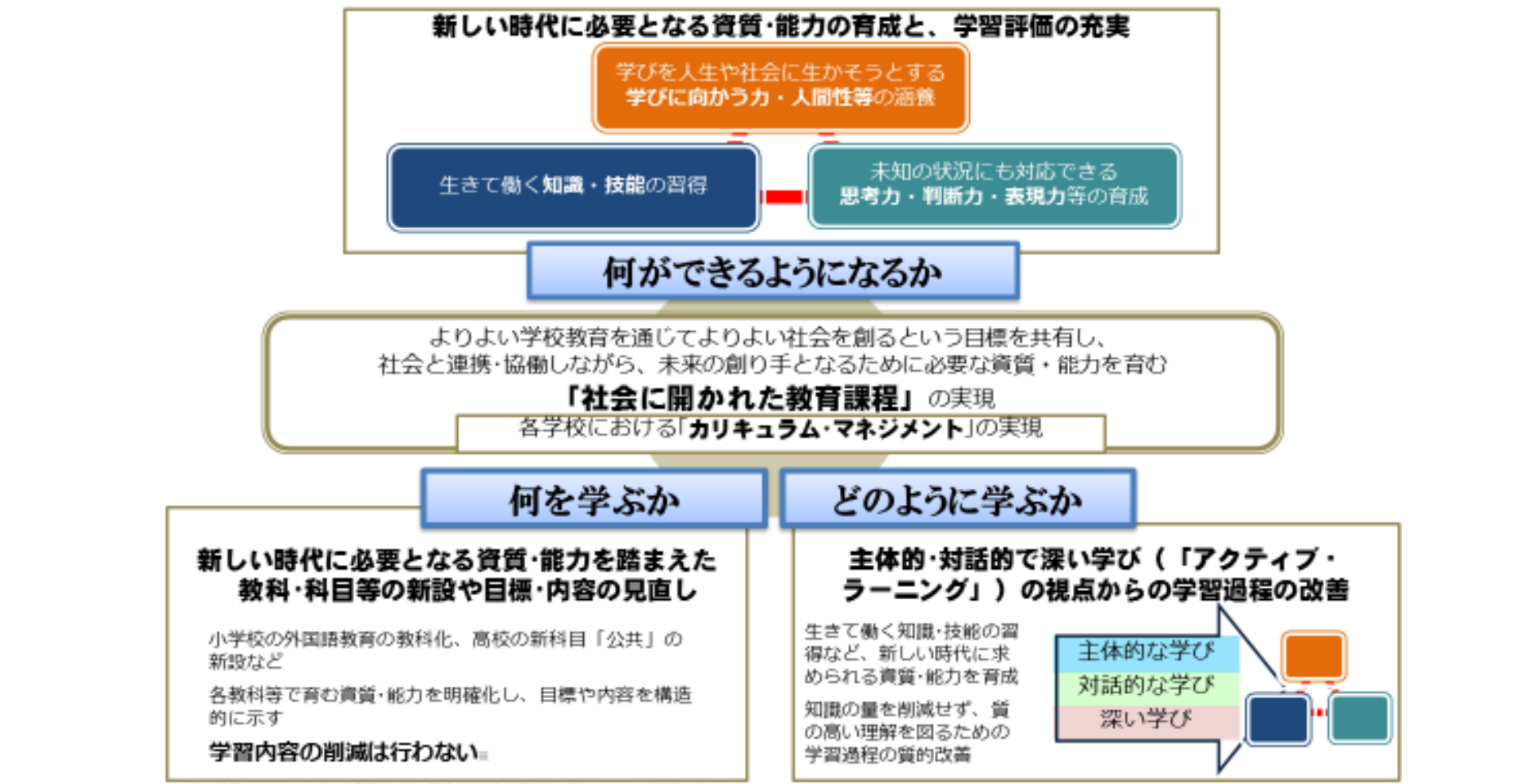
2－3. 求められる建物の性能の変化

- (1) 長寿命化
- (2) 避難所機能

2 – 1 教育方法の変化

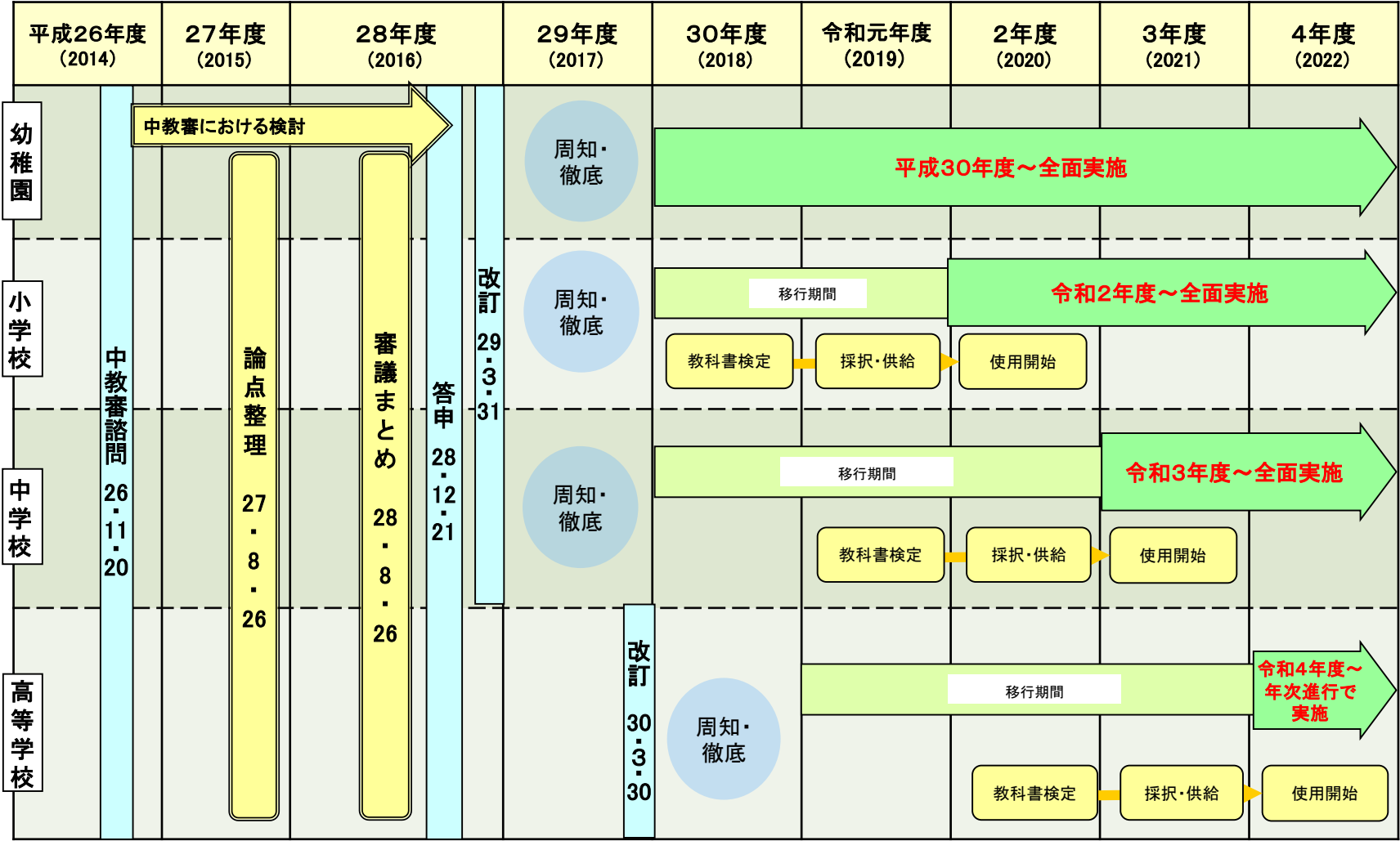
学習指導要領の改訂について

- Society5.0では、感性を働かせ、目的を考え出し、目的に応じた創造的な問題解決を行うことができる「人間の強み」が重要となるが、これは従来から、学校教育が目指してきたものと一致しており、新しい学習指導要領では、これまでの蓄積を生かし、学校教育のよさをさらに進化させることを目指している。
- よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会が共有し、その実現を連携・協働しながら図っていく「社会に開かれた教育課程」の実現が求められており、その実現のために、「何を学ぶか」だけでなく「何ができるようになるか」そのために「どのように学ぶか」までを見通すことが必要。



※学校教育については、新たな事実的知識の編纂が大学入学資格制度で置われることが課題になっており、そうした点を克服するため、重要用語の整理等を旨とした高大接続改革等を進める。

今後の学習指導要領改訂に関するスケジュール



特別支援学校学習指導要領(幼稚部及び小学部・中学部)についても、平成29年4月28日に改訂告示を公示。
特別支援学校学習指導要領(高等部)は、平成31年2月4日に改訂告示を公示。

これからの教育課程の理念

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしながら、社会との連携・協働によりその実現を図っていく。

<社会に開かれた教育課程>

- ① **社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。**
- ② **これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自分の人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。**
- ③ **教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。**

高等学校学習指導要領の改訂のポイント

1. 今回の改訂の基本的な考え方

- 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を活かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視。
- 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成。
- 高大接続改革という、高等学校教育を含む初等中等教育改革と、大学教育改革、そして両者をつなぐ大学入学者選抜改革の一体的改革の中で実施される改訂。

2. 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」

「何ができるようになるか」を明確化

知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むため、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、全ての教科等を、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の3つの柱で再整理。

3. 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

選挙権年齢が18歳以上に引き下げられ、生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなっており、高等学校においては、社会で求められる資質・能力を全ての生徒に育み、生涯にわたって探究を深める未来の創り手として送り出していくことがこれまで以上に求められる。

そのため、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が必要。特に、生徒が各教科・科目等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実が必要。

（情報を的確に理解し効果的に表現する、社会的事象について資料に基づき考察する、日常の事象や社会の事象を数理的に捉える、自然の事物・現象を観察・実験を通じて科学的な概念を使用して探究する など）

※ 既に行われている優れた教育実践の教材、指導案などを集約・共有化し、各種研修や授業研究、授業準備での活用のために提供するなどの支援の充実。

主体的・対話的で深い学びの実現 （「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善）について（イメージ）

「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにすること

【主体的な学び】の視点

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「**主体的な学び**」が実現できているか。



主体的な学び
対話的な学び
深い学び



学びを人生や社会に
生かそうとする
**学びに向かう力・
人間性等の涵養**

生きて働く
**知識・技能の
習得**

未知の状況にも
対応できる
**思考力・判断力・表現力
等の育成**



【対話的な学び】の視点

子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「**対話的な学び**」が実現できているか。



【深い学び】の視点

習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「**深い学び**」が実現できているか。

4. 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立

- 教科等の目標や内容を見渡し、特に学習の基盤となる資質・能力(言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等)や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実する必要。また、「主体的・対話的で深い学び」の充実には単元など数コマ程度の授業のまとまりの中で、習得・活用・探究のバランスを工夫することが重要。
- そのため、学校全体として、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントを確立。

カリキュラム・マネジメントの3つの側面

- ① 各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校の教育目標を踏まえた教科横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列していく。
- ② 教育内容の質の向上に向けて、子供たちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立する。
- ③ 教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせる。

5. 教科・科目構成の見直し

- 高等学校において育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、教科・科目の構成を改善。

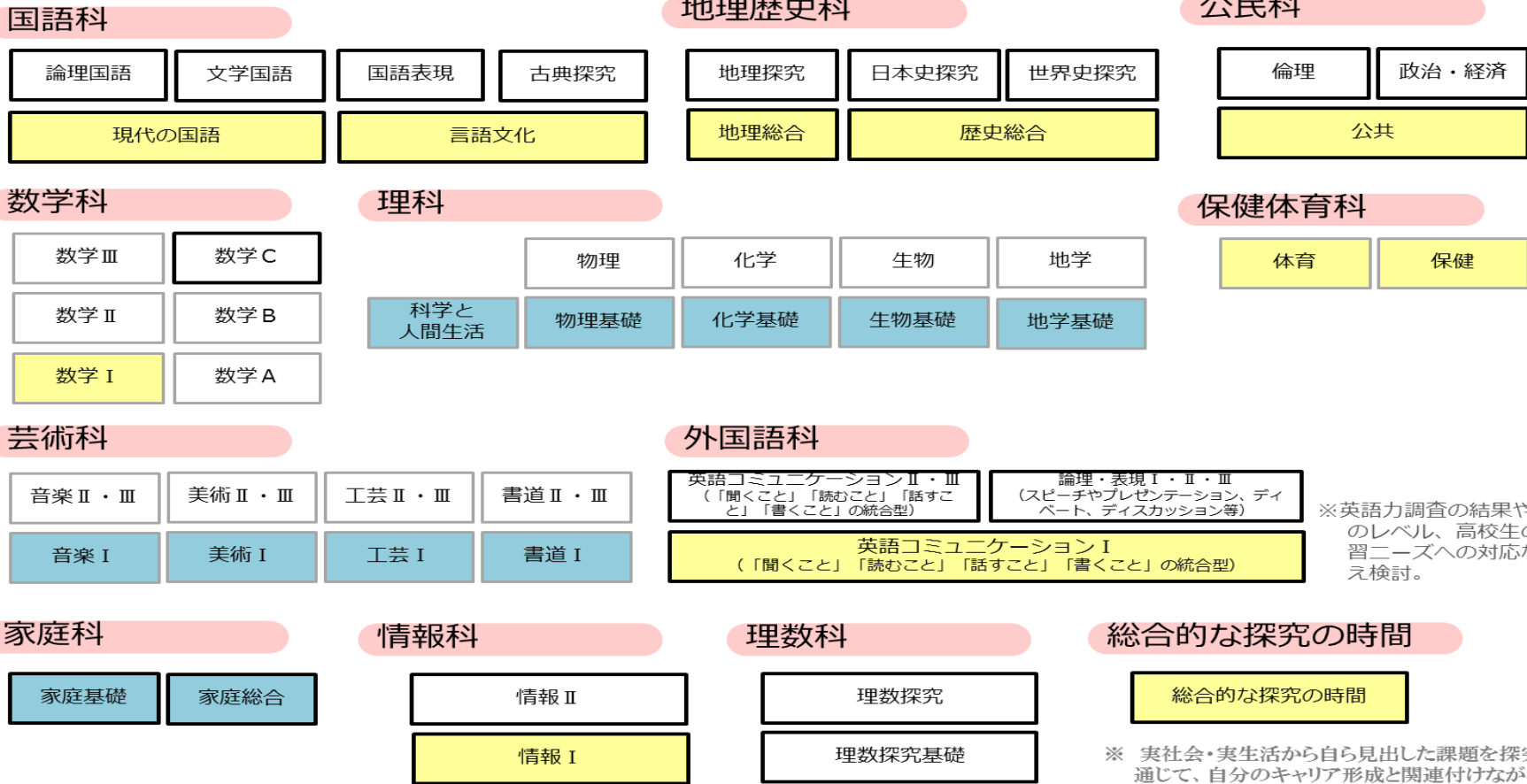
国語科における科目の再編（「現代の国語」「言語文化」「論理国語」「文学国語」「国語表現」「古典探究」）

地理歴史科における「歴史総合」「地理総合」の新設、公民科における「公共」の新設、共通教科「理数」の新設、など

…共通必修 …選択必修

※ グレーの枠囲みは既存の科目

高等学校の教科・科目構成について
（各学科に共通する各教科及び総合的な探究の時間）



※ 英語力調査の結果や C E F R のレベル、高校生の多様な学習ニーズへの対応なども踏まえ検討。

※ 実社会・実生活から自ら見出した課題を探究することを通じて、自分のキャリア形成と関連付けながら、探究する能力を育むという在り方を明確化する。

新しい時代の初等中等教育の在り方について(諮問概要)

(2019年4月17日中央教育審議会)

- OECD・PISA2015で15歳の子供たちは、数学的リテラシーや科学的リテラシーがOECD加盟國中1位など、世界トップレベルの学力水準
- 全国学力・学習状況調査において、成績下位の都道府県の平均正答率と全国の平均正答率との差が縮小するなど学力の全体的な底上げが確実に進展
- 高等学校の多様化が進み、大学や産業界等との連携の下で様々な教育や、地域社会の課題解決に大きく貢献する活動が展開

知・徳・体を一体で育む「日本型学校教育」は学力水準を高め、社会性を育んできた
それを支えてきたのは、子供達の教育に志を持つ教師の献身的な取組である

社会の急激な変化とともに、次のような課題も顕在化

- 児童生徒の語彙力や読解力に課題
- 高校生の学習時間減少や学習意欲の希薄化
- 大学受験に最低限必要な科目以外を真剣に学ぶ動機の低下
- いじめの重大事態や児童虐待相談対応件数が過去最多、障害のある児童生徒、不登校児童生徒、外国人児童生徒等の増加
- 教師は小学校月約59時間、中学校月約81時間の時間外勤務 (平成28年度の教員勤務実態調査)
- 教師の採用選考試験の競争率の減少、とりわけ小学校採用試験の倍率の急落 [12.5倍(平成12年度)→3.5倍(平成29年度)]
- 学校のICT環境は脆弱であり、地域間格差も大きいなど危機的な状況
- 人口減少、少子高齢化の進展により、一市町村一小学校一中学校等の自治体が増加

Society5.0時代の教育・学校・教師の在り方

- Society5.0時代には、①読解力や情報活用能力、②教科固有の見方・考え方を働かせて自分の頭で考えて表現する力、③対話や協働を通じて知識やアイデアを共有し新しい解や納得解を生み出す力等が必要
- 教師を支援するツールとして先端技術を活用し、①地理的制約を超えた多様な他者との協働的な学び、②一人一人の能力、適性等に応じた学び、③子供たちの意欲を高めやりたいことを深められる学びを実現
- 子供たちの学びの変化に応じた資質・能力を有する教師、多様性があり、変化にも柔軟に対応できる教師集団
- 「チームとしての学校」の推進

Society5.0時代の到来を見据え、初等中等教育
の現状及び課題を踏まえ、

新学習指導要領
の実施

これからの初等中等教育の
在り方について総合的に検討

学校における働き方改革

・中央教育審議会において審議をお願いしたい事項

1. 新時代に対応した義務教育の在り方

- 基礎的読解力などの基盤的な学力の確実な定着に向けた方策
- 義務教育9年間を見通した児童生徒の発達の段階に応じた学級担任制と教科担任制の在り方や、習熟度別指導の在り方など今後の指導体制の在り方
- 年間授業時数や標準的な授業時間等の在り方を含む教育課程の在り方
- 障害のある者を含む特別な配慮を要する児童生徒に対する指導及び支援の在り方など、児童生徒一人一人の能力、適性等に応じた指導の在り方等

2. 新時代に対応した高等学校教育の在り方

- 普通科改革など各学科の在り方
- 文系・理系にかかわらず様々な科目を学ぶことや、STEAM教育の推進
- 時代の変化・役割の変化に応じた定時制・通信制課程の在り方
- 地域社会や高等教育機関との協働による教育の在り方

3. 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方

- 外国人児童生徒等の就学機会の確保、教育相談等の包括的支援の在り方
- 公立学校における外国人児童生徒等に対する指導体制の確保
- 日本の生活や文化に関する教育、母語の指導、異文化理解や多文化共生の考え方に基づく教育の在り方等

4. これからの時代に応じた教師の在り方や教育環境の整備等

- 児童生徒等に求められる資質・能力を育成することができる教師の在り方
- 義務教育9年間を学級担任制を重視する段階と教科担任制を重視する段階に捉え直すことのできる教職員配置や教員免許制度の在り方
- 教員養成・免許・採用・研修・勤務環境・人事計画等の在り方
- 免許更新講習と研修等の位置付けの在り方など教員免許更新制の実質化
- 多様な背景を持つ人材によって教職員組織を構成できるようにするための免許制度や教員の養成・採用・研修・勤務環境の在り方
- 特別な配慮を要する児童生徒等への指導など特定の課題に関する教師の専門性向上のための仕組みの構築
- 幼児教育の無償化を踏まえた幼児教育の質の向上
- 義務教育をすべての児童生徒等に実質的に保障するための方策
- いじめの重大事態、虐待事案に適切に対応するための方策
- 学校の小規模化を踏まえた自治体間の連携等を含めた学校運営の在り方
- 教職員や専門的人材の配置、ICT環境や先端技術の活用を含む条件整備の在り方

教育再生実行会議 第十一次提言(令和元年5月17日)

「技術の進展に応じた教育の革新、新時代に対応した高等学校改革について」

- 人口減少や少子・高齢化が急速に進む中で、地方創生を進めることが重要。さらに、人生100年時代を迎える中、AIやIoTなどの技術の急速な発展に伴うSociety5.0が到来するとともに、グローバルな競争が激化。これらの変化に対応し活躍できる人材育成が急務であり、新たな時代を見据えた教育再生を大胆に進めることが必要。
- このような観点から、昨年8月より「技術の進展に応じた教育の革新」及び「新時代に対応した高等学校改革」をテーマに審議。今般提言を取りまとめるもの。

1. 技術の進展に応じた教育の革新

- 背景
- 技術革新は、社会構造全体までも変えるインパクト。教育においても、一人一人の能力等に応じて公正に個別最適化された学びや、場所や時間に制約されずに主体的に学び続けることができる環境を実現し得るもの。教育内容、教科書、教員養成など、全般的な対応が急務。
 - 一方、学校のICT環境は脆弱であり、危機的な状況。ICTは教育の「マストアイテム」であるとの認識を関係者が共有し、整備の加速化が急務。

主な提言事項

(1) Society5.0で求められる力と教育の在り方

- 基礎的読解力や数学的思考力をはじめ、データサイエンス等に関する教育等も含めた基盤的な学力や情報活用能力の育成
- STEAM教育の推進
- 学習指導要領の一部改訂など、教育課程の不断の見直しを進め、中長期的な観点から教科書の弾力的見直しについても検討

(4) 学校における働き方改革

- 校務情報化、表簿電子化等による働き方改革の推進

(7) 新たな学びの基盤となる環境整備、EBPMの推進

- 地方財政措置（単年度1,805億円）が講じられている学校のICT環境整備について、地方公共団体間で差が生じている要因等の分析と、必要な対応の実施

「参考：平成30年3月時点のICT環境整備状況」

普通教室の無線LAN整備率	【静岡県68.6% 福岡県9.4%】
教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数	【佐賀県1.8人 埼玉県7.9人】

- 競争的な環境で安価にICT機器等を調達できるよう、価格の相場観などモデルの提示やガイドブックの作成
- 世界最高速級の学術通信ネットワーク「SINET」を、初等中等教育段階に開放
- 全国学力・学習状況調査の改善の検討

(2) 教師の在り方や外部人材の活用

- 社会の変化や技術の急速な進展を踏まえた養成・採用・研修の全体を通じた教師の資質・能力の向上
- 教員等の資質の向上に関する指標や教員研修計画へ、ICT活用指導力の育成について明確に位置付け
- 教員養成を先導するフラッグシップ大学の創設
- 専門性の高い外部人材の積極的配置・活用、免許外教科担任が多い教科の免許取得の促進

(5) AI時代を担う人材育成としての高等教育の在り方

- 全ての大学生がAI・数理・データサイエンスの基礎的な素養を身に付けられるよう標準カリキュラムの作成
- 高等専門学校において、大学と連携した高度な専門教育によるハイブリッド型の連携教育プログラムの導入を促進

(8) 生涯を通じた学びの機会の整備の推進

- 高齢者や障害者、外国人等の図書館利用が容易となるよう、先端技術を活用した点字・視聴覚資料等の活用事例について調査

(3) 新たな学びとそれに対応した教材の充実

- 全ての小・中・高等学校等で遠隔教育を活用できるよう、大学・民間企業等と協働したプラットフォームの構築や、特例校制度による指導法研究
- スタディ・ログ等を活用した個別最適化された学び等の実現に向け実証研究
- スタディ・ログの収集・管理・分析等について整理
- 高等教育機関における遠隔教育の推進

(6) 特別な配慮が必要な児童生徒の状況に応じた支援の充実

- 障害のある児童生徒への指導の効果を高めるための支援機器等教材の効果的な活用の促進
- 通学が困難な児童生徒や帰国・外国人児童生徒等への支援の観点から、全ての小・中・高・特別支援学校等で遠隔教育を活用できるよう推進

(9) 教育現場と企業等の連携・協働

- 総合教育会議の活用等による首長と教育委員会が一体となった教育の情報化の推進
- 企業等による、便利で安価なICT機器やネットワーク環境の開発等、魅力的な教材の開発、技術的ノウハウの提供、人材供給、EdTechを活用した事例創出等への積極的な協力を期待

12

2. 新時代に対応した高等学校改革

背景

主な提言事項

- ・ 高等学校は中学校を卒業したほぼ全ての生徒が進学。一方、高校生の能力、適性、興味・関心、進路等が多様化。高等学校が対応すべき教育上の課題は複雑化。
- ・ 少子高齢化、就業構造の変化、グローバル化、AIやIoTなどの技術革新の急速な進展によるSociety5.0の到来など、高等学校を取り巻く状況は激変。
- ・ これからの高等学校においては、生徒一人一人が能動的に学ぶ姿勢を身につけさせるとともに、文理両方をバランスよく学ぶこと等を通じ、Society5.0をたくましく生きる力を育成。

(1) 学科の在り方

- 全ての高等学校において、生徒受入れに関する方針、教育課程編成・実施に関する方針、修了認定に関する方針を策定
- 国は、普通科の各高等学校が、教育理念に基づき選択可能な学習の方向性に基づいた類型の枠組みを提示

<類型の例>

- ・ キャリアをデザインする力の育成重視
- ・ グローバルに活躍するリーダーの素養の育成重視
- ・ サイエンスやテクノロジーの分野等におけるイノベーターとしての素養の育成重視
- ・ 地域課題の解決等を通じた探究的な学びの重視

- 類型の種類や履修・指導体制の在り方について、中央教育審議会等において専門的・実務的に検討
- 文系・理系科目をバランスよく学ぶ仕組みの構築

【参考】生徒数（平成29年度）

普通科	239万人（73%）
専門学科	71万人（22%）
総合学科	18万人（5%）

(6) 中高・高大の接続

- 文理両方を学ぶ人材の育成の観点から、文系・理系に偏った試験からの脱却を目指し、大学入学者選抜の在り方の見直し
- 入学者選抜改革やカリキュラム改善等、教育の質向上に取り組む大学の支援の充実
- 高等学校卒業者の職業選択である「一人一社制」について、よりよいルールとなるよう検討

(2) 高等学校の教育内容、教科書の在り方

- 新高等学校学習指導要領の着実な実施
- 社会の変化に対応するための学習指導要領の一部改訂の実施、標準的な授業時間の在り方を含む教育課程の在り方の見直し
- 技術革新の進捗が早い分野の教科・科目に係る教科書の弾力的見直しを検討

(4) 教師の養成・研修・免許の在り方

- 校内研修の充実、ベテランから若手教師への知識技能の伝承
- 教師の資質の向上に関する指標について学校種ごとに記述
- 特別免許状の弾力的な活用等による、ポスドク、企業人材、アスリート、芸術家などの外部人材の活用
- 特色ある教育活動を推進している校長の在職期間の長期化など、人事異動の在り方の再点検

(7) 特別な配慮が必要な生徒への対応

- 不登校などの多様な課題を抱える生徒に対応するためのスクールカウンセラーなどの専門人材の配置状況の把握と、適正な配置・活用に向けた方策の検討、SNSを活用した教育相談体制の充実
- 高等学校における通級による指導の充実、高等学校入学者選抜における合理的配慮
- 障害のある生徒の自立と社会参加に向けた学校と関係機関等の連携
- 日本語指導が必要な帰国・外国人生徒等の受入体制の充実

(3) 定時制・通信制課程の在り方

- 定時制・通信制課程における生徒のキャリア形成に必要な社会的スキル等の育成方策について検討
- 通信制課程において「高校生のための学びの基礎診断」の活用促進等による質の確保・向上
- 広域通信制高等学校の第三者評価の実証研究結果等を踏まえた更なる質の確保・向上

(5) 地域や大学等との連携の在り方

- 高等学校と市町村、産業界、大学等が協働した地域課題の解決等を通じた学びの実現
- 高等学校におけるコミュニティ・スクールの導入と地域学校協働活動の実施の推進
- 高等学校と地域をつなぐコーディネーターの役割やその在り方の検討

(8) 少子化への対応

- 離島・中山間地域等の小規模な高等学校において、ICT等の導入や高等教育機関との連携強化により学習の多様性や質の高度化を図る
- 都道府県における検討に資するよう、都道府県における高等学校の再編や小規模校の活性化の状況や事例を情報提供

今後、中央教育審議会等において、制度化に向け専門的・実務的に検討。

2 - 2 社会状況の変化

学校におけるICT環境整備について

学校のICT環境整備に係る地方財政措置

教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）

新学習指導要領においては、情報活用能力が、言語能力、問題発見・解決能力等と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられ、「各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図る」ことが明記されるとともに、小学校においては、プログラミング教育が必修化されるなど、今後の学習活動において、積極的にICTを活用することが想定されています。

このため、文部科学省では、新学習指導要領の実施を見据え「2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」を取りまとめるとともに、当該整備方針を踏まえ「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）」を策定しました。また、このために必要な経費については、**2018～2022年度まで単年度1,805億円の地方財政措置を講じることとされています。**

目標としている水準と財政措置額

- 学習者用コンピュータ **3クラスに1クラス分程度整備**
- 指導者用コンピュータ **授業を担当する教師1人1台**
- 大型提示装置・実物投影機 **100%整備**
各普通教室**1台**、特別教室用として**6台**
(実物投影機は、整備実態を踏まえ、小学校及び特別支援学校に整備)
- 超高速インターネット及び無線LAN **100%整備**
- 統合型校務支援システム **100%整備**
- ICT支援員 **4校に1人配置**
- 上記のほか、学習用ツール^(※)、予備用学習者用コンピュータ、充電保管庫、学習用サーバ、校務用サーバ、校務用コンピュータやセキュリティに関するソフトウェアについても整備

・1日1コマ分程度、
児童生徒が1人1
台環境で学習でき
る環境の実現



標準的な1校当たりの財政措置額

都道府県

高等学校費 **434** 万円（生徒642人程度）

特別支援学校費 **573** 万円（35学級）

市町村

小学校費 **622** 万円（18学級）

中学校費 **595** 万円（15学級）

※上記は平成30年度基準財政需要額算定における標準的な所要額（単年度）を試算したものです。各自治体における実際の算定に当たっては、様々な補正があります。

(※) ワードソフトや表計算ソフト、プレゼンテーションソフトなどをはじめとする各教科等の学習活動に共通に必要なソフトウェア

新時代の学びを支える先端技術のフル活用に向けて～柴山・学びの革新プラン～

- 昨年11月に公表した「柴山・学びの革新プラン」を踏まえ、先端技術の活用方策の具体化の検討を実施。教育再生実行会議の議論も踏まえつつ、平成31年3月29日に「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策」の中間まとめを公表。
- ICTを基盤とした先端技術は、教師の活動を置き換えるものではなく、「子供の力を最大限引き出す」ために教師の役割や子供達の学習を支援・強化していくものである。そのために、**①遠隔教育の推進による先進的な教育、②教師・学習者を支援する先端技術の効果的な活用、③先端技術活用のための環境整備**を強力に推進。

～柴山・学びの革新プラン～(H30.11.22)

1. 遠隔教育の推進による先進的な教育の実現
2. 先端技術の導入による教師の授業支援
3. 先端技術の活用のための環境整備



教育再生実行会議 第十一次提言中間報告 (H31.1.18)

- **新たな学びとそれに対応した教材の充実** (全ての小・中・高等学校等で遠隔教育を活用できるよう推進、スタディ・ログ等を活用した個別最適化された学びの実現に向けた実証研究の推進等)
- **新たな学びの基盤となる環境整備** (地財措置が講じられている学校のICT環境整備について、地方公共団体間で差が生じている要因分析と必要な対応、ICT機器等を費用を低減して調達するためのガイドブックの作成、クラウドサービスの普及を見据えた教育用ネットワーク環境の在り方の検討等)

新時代の学びを支える先端技術活用推進方策 (中間まとめ)

【平成31年3月29日】

① 遠隔教育の推進による先進的な教育の推進

【推進施策1】 遠隔教育の連携先の紹介をはじめとした様々な支援・助言が受けられる環境の整備

【推進施策2】 「遠隔教育特例校」の創設を含めた、実証的取組の推進

- 「遠隔教育システム導入実証研究事業」を通じた **実証事例の創出**
- さらに多様な展開を希望する地方公共団体等のニーズに対応することができるようにするため、**中学校における新たな特例校制度** 等

【推進施策3】 遠隔教育を実施するための基盤として、「SINET」の初等中等教育への開放 (下記③参照)

③ 先端技術の活用のための環境整備

【推進施策1】 遠隔教育を実施するための基盤として、「SINET」の初等中等教育への開放

今後、希望する初等中等教育段階の学校が「SINET」を利用できる環境の整備に向け、**「SINET」の活用モデルを、6月末までに検討・提示。**

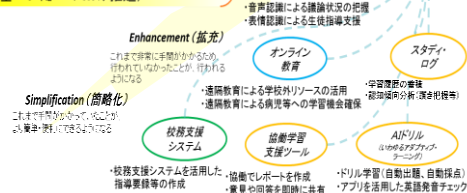
【推進施策3】 安価な環境整備に向けた具体策の検討・提示

ICT活用教育アドバイザーのこれまでの経験等をもとに、学校設置者に対し、環境整備に係る費用を低減する**具体的モデルを例示**

※ **経済産業省をはじめとした関係省庁と連携しながら検討**
併せて、**民間企業等にも、学校へのハードやサービスの提供モデルの大幅転換を期待。**

② 教師・学習者を支援する先端技術の効果的な活用

- 授業改善支援(理解度や関心を踏まえた授業展開)
- 基礎着支援(全員一律のドリルや宿題からの脱却)
- 生活支援(体調や人間関係、いじめや不登校傾向の把握)
- 校務支援(必要な書類作成の手間を削減、働き方改革)
- 政策改善(データに基づいたEBPMの推進)



左記の整理に基づいて、先端技術を活用するにあたって、**どのような場面で使うことが効果的なのかについて整理した基本的な考え方等**について今後整理。

【推進施策2】 パブリッククラウドの利活用に向けた「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の在り方の検討

※ 必要に応じ総務省等と連携し、夏頃を目途に改訂

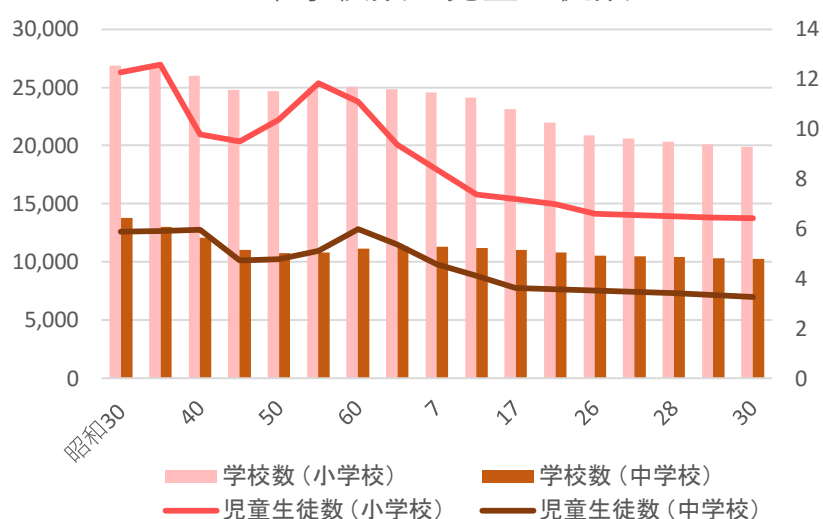
【推進施策4】 学校のICT環境の現状・課題を踏まえた関係者の専門性を高める取組の推進

- 市町村ごとの**整備状況や地方財政措置状況等を「見える化」。**
- 「ICT活用教育アドバイザー」による市町村担当者などを対象とした説明会開催や**常時相談体制整備**、また、具体的な内容に関する**手引きの最新版を公表。** 等

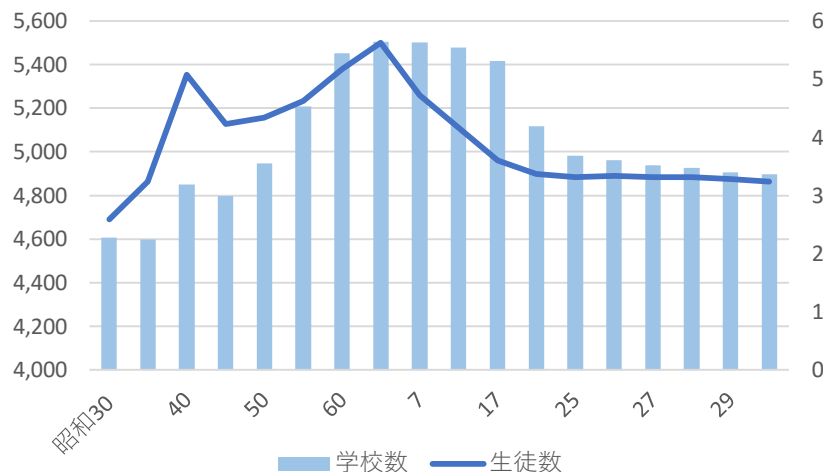
学校数、児童生徒数の推移

小中学校・高等学校の学校数・児童生徒数は近年減少傾向にある一方、特別支援学校数、通信制高等学校の学校数・児童生徒数は増加している。

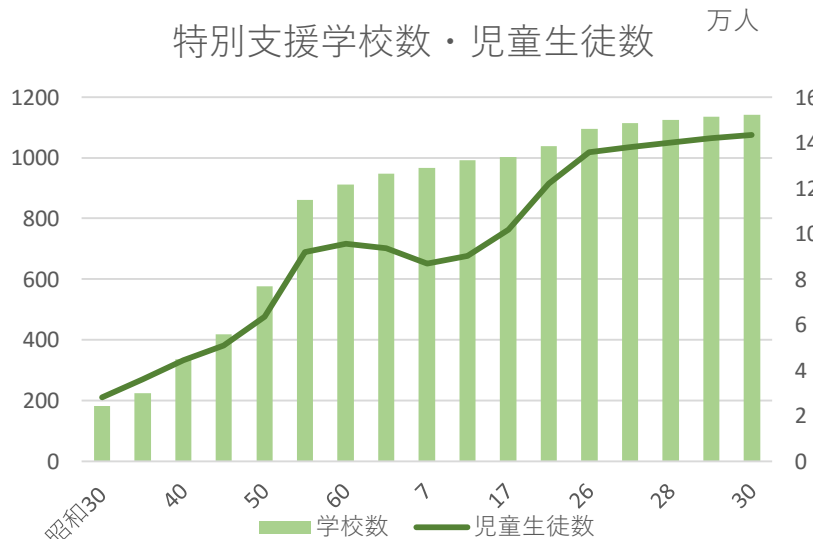
小中学校数・児童生徒数 百万人



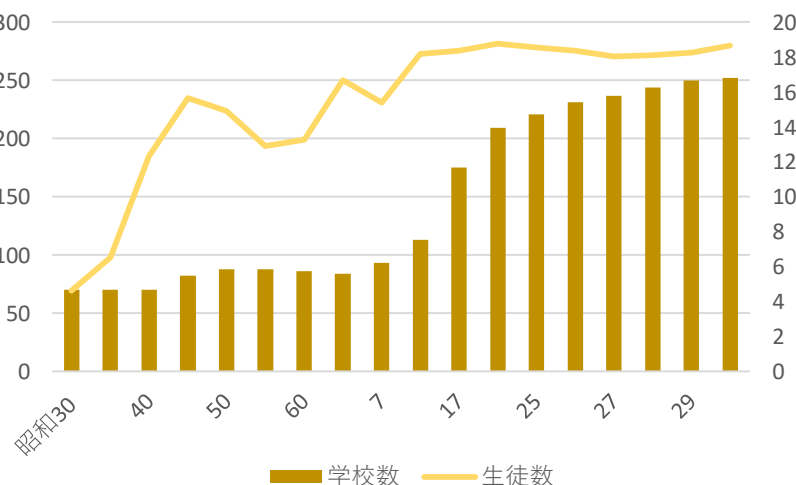
高等学校数・生徒数 百万人



特別支援学校数・児童生徒数 万人



通信制高等学校数・生徒数 万人



学校における働き方改革の推進について

中央教育審議会の答申を踏まえ、勤務時間管理の徹底、業務の明確化・適正化、学校の指導・運営体制の効果的な強化・充実、教師の勤務態様を踏まえた勤務時間制度改革など学校における働き方改革の強力な推進

勤務実態の現状と分析

教員の1週間当たりの学内勤務時間(※持ち帰り時間は含まない)

〰 平成18年度 ■ 平成28年度

H18調査に比べて学内勤務時間が増加した理由

- ▶ 若手教師の増加
- ▶ 総授業時数の増加
(小学校:1.3コマ増、中学校:1コマ増)
- ▶ 中学校における部活動時間の増加
(平日:7分、土日:1時間3分)



→ いずれの職種でも平成18年度の調査と比べて、**勤務時間が増加**している

中央教育審議会における審議

○平成29年6月 中央教育審議会へ諮問

○平成31年1月 中央教育審議会の答申

「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」をとりまとめ

- ①学校における働き方改革の目的
- ②教員の勤務の長時間化の現状と要因
- ③勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の促進
- ④学校及び教師が担う業務の明確化・適正化
- ⑤学校の組織運営体制の在り方
- ⑥教師の勤務の在り方を踏まえた勤務時間制度
- ⑦学校における働き方改革の実現に向けた環境整備
- ⑧改革の確実な実施のための仕組みの確立とフォローアップ

※答申のポイントは次頁参照

答申を踏まえた文部科学省における取組

○答申を踏まえ、学校における働き方改革を強力に推進するため、平成31年1月25日に**大臣を本部長とする「学校における働き方改革推進本部」を省内に設置**。

○平成31年1月29日の第1回推進本部において、**文部科学大臣メッセージを公表**。
より具体的に**文部科学省として取り組むべき内容をまとめた工程表を作成**。

○学校や教育委員会に「お任せ」にせず、教師が教師でなければできないことに全力投球できるよう、**文部科学省が学校と社会の連携の起点・つなぎ役としての役割を前面に立って果たしていく**。この一環として、「何が教師の役割であるのか」ということを含め、**働き方改革の趣旨・目的等を分かりやすくまとめた公式プロモーション動画を平成31年3月8日に公開**。

(公開後5日間で1万回以上、公開後1か月で1.8万回以上、視聴)

○学校における働き方改革を強力に推進するため、**各教育委員会や学校等において取り組むべき内容をまとめ、平成31年3月18日付で各教育委員会等に対して通知**。

○**上限ガイドラインの実効性の確保、条件整備、教育課程や教員免許などの教育制度の必要に応じた見直し**などに取り組む。



学校における働き方改革の推進について

新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)【ポイント】

◆目的【第1章】

(平成31年1月25日 中央教育審議会)

学校における働き方改革の目的は、教師のこれまでの働き方を見直し、教師が我が国の学校教育の蓄積と向かい合って自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、**子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること**

◆教師の勤務の長時間化の現状と要因【第2章】

教員勤務実態調査(平成28年度)の結果等から、長時間勤務の要因を分析

◆具体的施策(パッケージ)

答申を起点に、文部科学省は**学校と社会の連携の起点・つなぎ役としての機能を、前面に立って**十二分に果たすこと。

(1) 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理

を意識した働き方の促進【第3章】

- 労働安全衛生法の改正を踏まえ、**勤務時間管理を徹底。公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインを策定、その実効性を高めるための制度的工夫を行い改革の起点とする。**
- ストレスチェックや産業医への相談等、**労働安全衛生管理体制の整備**を徹底する。
- 人事評価や学校評価を通じ、**教職員一人一人の意識改革**を進める。

(2) 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化【第4章】

- これまで学校が担ってきた業務について、**仕分けを実施。**
(①学校以外が担うべき業務、②学校の業務だが教師以外が担うべき業務、③教師の業務だが負担軽減が可能な業務)
- 業務の明確化・適正化は、学校を閉ざしたり、内容を問わず一律に業務削減することではなく、**学校として子供たちの成長のために何を重視し、重要なリソースである「時間」をどのように配分するか**の決断。
- 業務の明確化・適正化を確実に推進するため、
 - ・ 文部科学省は、条件整備とともに、①何が学校や教師の業務であるのかを明確なメッセージとして社会に対して発し、**学校と社会の連携の起点・つなぎ役として前面に立つ役割**、②市町村単位で在校等時間を公表するなど**業務改善が自走する仕組みの確立**、③**学校に新たに業務を求める場合のスクラップ・アンド・ビルドの徹底**、などの責任を確実に果たす。
 - ・ 教育委員会は、新たに学校に業務が生じる場合について、スクラップ・アンド・ビルドの観点から仕分けを実施。
 - ・ 学校は**慣習的に行ってきた業務**(夏季休業中の教師による児童生徒へのプール指導、早朝指導、研究指定校等)の**大胆な削減**。
 - ・ 学校が担ってきた業務の見直しに当たっては、安全配慮義務など学校の責任についての法的な整理を踏まえる必要。

(3) 学校の組織運営体制の在り方【第5章】

- 上記のような**働き方改革を進めるための学校マネジメント体制**を構築。
(主幹教諭や指導教諭による若手教師の支援、学校事務の適正化・効率化、管理職のマネジメント能力向上 等)

(4) 教師の勤務の在り方を踏まえた勤務時間制度改革【第6章】

- **給特法の仕組みは維持。**(教職調整額「4%」については、中長期的課題。)
- 長期休業中のまとまった休日確保が必要。これまでの年休や週休日の振替に加え、①**長期休業期間中の業務**(部活動の大会・研修等)の**縮減**、②業務削減により**学期中の勤務時間**(授業時間・児童生徒の活動時間)を**現在より長時間化しないこと**、③**育児や介護等の事情等の配慮が必要な教師に対して制度を適用しない選択を確保できるようにする措置**、を前提に各自治体が選択的に**一年単位の変形労働時間制を導入**できるようにする。
- 教師に関する**労働環境について**必要に応じ**中長期的に検討**。

(5) 学校における働き方改革の実現に向けた環境整備【第7章】

- 上記の**方策の実施のためには環境整備が必要**。教職員定数の改善や専門・外部スタッフ等の確保等の条件整備を行う。
- 今後引き続き、教育課程の在り方、教員免許制度の改善、新時代の学びにおける先端技術の活用、小規模校の在り方等について検討が必要。

◆改革の確実な実施のための仕組みの確立とフォローアップ【第8章】

- 以上のような方策について、一過性のものとならずに取組が自走するよう、文部科学省は、教育委員会の取組や在校等時間等を調査・公表するとともに、**積極的に取り組む自治体に対するインセンティブを検討**。**3年後を目途に勤務実態の調査を実施**し、取組状況を検証。

「我々の社会が、**子供たちを最前線で支える教師たちがこれからも自らの時間を犠牲にして長時間勤務を続けていくことを望むのか、心身ともに健康にその専門性を十二分に発揮して質の高い授業や教育活動を担っていくことを望むのか、その選択が問われている。**」

新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申) (平成31年1月25日 中央教育審議会) 【抜粋】

第3章 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の促進

4. 労働安全衛生管理の必要性

(2) 学校の労働安全衛生管理の充実のための方策

(略)

○ (略)

心身の健康を保つためには、相談体制といったソフト面の観点からだけではなく、施設・設備といったハード面での観点からの労働安全衛生環境整備も重要である。教育委員会は、教職員が適切な環境で勤務することができるよう、

空調等の設備を整えることが必要であり、文部科学省としてもこれを支援すべきである。また、例えば、休憩時間に教職員がざくばらんな会話を気軽にできるような休憩室等のスペースが職員室の周辺に確保されればストレスの解消はもちろん、様々なアイデアの交換に役立つ。

○ 文部科学省は、職員室のレイアウト変更等、勤務環境の改善事例について、教育委員会に周知すべきであり、学校の設置者や管理職は、こうした事例を参考に、学校内で教師たちが休憩を取るために適切な空間の確保を図るといった各学校の実情に応じた工夫について、できることから実施していくことが大切である。さらに、学校における労働安全衛生環境整備の重要性を対外的・対内的に示す観点から、学校の設置者や管理職は、学校の労働安全衛生管理の観点について、学校評価や、それと連動した業務改善の点検・評価に盛り込むべきである。

最近の学校教育に係る報告等

1. ICT環境整備の在り方に関する有識者会議の最終報告（平成29年8月）【抜粋】

7. ICT環境整備促進と同時に必要な対応事項

（学校の施設・設備）

- 既述のとおり、今後は、学校内のあらゆる場所・教室で、ICTを活用した学習活動が行われることが想定される。
- このため、今後は、コンピュータ教室はもとより、その他の特別教室及び普通教室において、ICTを活用した学習活動が行われることを前提として施設・設備の整備計画を立てていく必要がある。
- 例えば、普通教室及び特別教室の照明は、プロジェクタ等の大型提示装置を活用することを想定し、照度を調節できるように設計したり、前列から点滅可能とするような配列系統にしたりすることも考えられる。また、必要に応じ、遮光カーテンを備えるなどの工夫も考えられる。さらに、無線LAN等のネットワークの活用を想定した回線網の構築やコンセントの配置等についても考慮する必要がある。
- なお、学習者用コンピュータの充電保管スペースを、教室の前面の黒板の下に据え付けることにより、学習者用コンピュータを効率よく出し入れすることを可能としている学校もあり、このような創意工夫をしている学校の取組事例を広く周知していくことも有効である。
- 文部科学省においては、現在、「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」（平成29年2月官房長決定）が設置され、学校施設整備指針の改訂に向けた検討がなされているが、当該検討においても、育成を目指す資質・能力等の育成に向けた効果的なICT活用を想定した検討がなされることを期待したい。
- 国においては、これらの検討を踏まえつつ、各学校の設置者（教育委員会）が、ICTを効果的に活用した学びの質の向上のための施設・設備の整備を進めることができるような環境整備を図っていくことが重要である。

2. 第2次学校安全の推進に関する計画の策定について（平成29年3月）【抜粋】

II 今後の学校安全の推進の方向性

2. 施策目標

（3）学校の施設及び設備の整備充実

学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であり、その安全性を確保することは極めて重要である。加えて、地域のコミュニティの拠点であり、災害時には避難所ともなることから、東日本大震災以降の教訓を踏まえ、耐震化及び防災機能の強化が推進されてきたところであるが、安全対策の観点からの老朽化対策を推進するとともに、私立学校における構造体の耐震化の完了に向けて、早急に対策を実施する。

施策目標 7 全ての学校において、耐震化の早期完了を目指すとともに、緊急的に取り組むことが必要な老朽化対策等の安全対策を実施する。

施策目標 8 全ての学校において、地域の特性に応じ、非常時の安全に関わる設備の整備を含めた安全管理体制を充実する。

III 学校安全を推進するための方策

3. 学校の施設及び設備の整備充実

（2）学校における非常時の安全に関わる設備の整備充実

<課題・方向性>

- 地域に開かれた学校づくりを進めていく上では、児童生徒等の安全が確保されていることが大前提であり、外部からの不審者等の侵入防止の対策がとられていることが不可欠。また、災害等の発生時に安全確保のための応急的な対応を確実にとることができるよう、必要な設備を整備しておくことも不可欠である。

<具体的な方策>

- AEDや防犯設備等は、非常時に有効に活用できなければならないことから、学校は、定期的な点検・管理や複数配置を含む設置場所の適正化、教職員の使用訓練を行うことが必要である。
- 学校及び学校設置者は、災害時における児童生徒等に関する情報の散逸防止、災害時の業務継続や教職員の負担の軽減等の観点から、クラウド・コンピューティング技術等も活用した情報管理や、ICTの活用による安否情報の確認等、学校におけるICT活用を推進することが必要である。また、緊急地震速報や防犯に関する情報など、児童生徒等の安全を脅かす情報を速やかに把握するための設備や仕組みの整備が必要である。

3. これからの学校図書館の整備充実について（報告） （平成28年10月）【抜粋】

3. 「学校図書館ガイドライン」について

- 学校図書館をめぐる現状と課題を踏まえ、さらなる学校図書館の整備充実を図るため、教育委員会や学校等にとって参考となるよう、学校図書館の運営上の重要な事項についてその望ましい在り方を示す、「学校図書館ガイドライン」を定める必要がある。同ガイドラインは以下の構成とする。

- (1) 学校図書館の目的・機能
- (2) 学校図書館の運営
- (3) 学校図書館の利活用
- (4) 学校図書館に携わる教職員等
- (5) 学校図書館における図書館資料
- (6) 学校図書館の施設
- (7) 学校図書館の評価

（6）学校図書館の施設

- 文部科学省では、学校施設について、学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計における留意事項を学校種ごとに「学校施設整備指針」として示している。この学校施設整備指針において、学校図書館の施設についても記述されており、学校図書館の施設については、学校施設整備指針に留意して整備・改善していくことが求められている。
- また、これからの学校図書館には、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニングの視点からの学び）を効果的に進める基盤としての役割も期待されており、（略）学校図書館の施設を整備・改善していくことも求められる。

4. 高等学校における通級による指導の制度化及び充実方策について（平成27年7月）【抜粋】

3. 高等学校における通級による指導の制度設計

（1）基本的な考え方

- 高等学校における通級による指導の基本的な考え方は、小・中学校等における通級による指導との連続性を図る観点から、小・中学校等と同様、一定の時間、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な指導を行うこととすることが必要である。

4. 高等学校における通級による指導の制度化に当たっての充実方策

（1）国の役割

- 通級による指導を行うための施設設備については、各設置者において、学校・地域の実情や生徒の障害の状態等に応じて適切に整備することが必要である。

国は、学校施設の計画及び設計における留意事項を示した「高等学校施設整備指針」において、各設置者の参考となるよう、通級による指導に関する記述を新たに盛り込む必要がある。

5. 熱中症事故の防止について（平成30年5月 通知） 【抜粋】

学校の管理下における熱中症事故の防止について依頼

（通知本文）

学校の管理下における熱中症事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動によるものですが、運動部活動以外の部活動や、屋内での授業中においても発生しており、また、暑くなり始めや急に暑くなる日等の体がまだ暑さに慣れていない時期、それほど高くない気温（25～30℃）でも湿度等その他の条件により発生していることを踏まえ、教育課程内外を問わずこの時期から熱中症事故の防止のための適切な措置を講ずるようお願いします。

7. 性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について（平成27年4月 通知）【抜粋】

性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施に当たっての具体的な配慮事項等を取りまとめ

記1. 性同一性障害に係る児童生徒についての特有の支援

（学校生活の各場面での支援について）

- ・ 全国の学校では学校生活での各場面における支援として別紙に示すような取組が行われてきたところであり、学校における性同一性障害に係る児童生徒への対応を行うに当たって参考とされたいこと。

[別紙] 性同一性障害に係る児童生徒に対する学校における支援の事例

更衣室	・保健室・多目的トイレ等の利用を認める
トイレ	・職員トイレ・多目的トイレの利用を認める

6. 大規模災害時の学校における避難所運営の協力に関する留意事項について（平成29年1月 通知）【抜粋】

大規模災害発生時における学校の避難所運営について、留意事項を取りまとめ

記5. 防災担当部局等との連携・協力体制の構築

- （2）教育委員会は、防災担当部局等を中心とした体制の下、学校ごとに、学校施設の利用計画やあらかじめ整備すべき施設整備、非常用物資等の備蓄の在り方等について防災担当部局等と積極的に共有し、取組を進めるよう努めること。その際、総合教育会議を活用することも有効であること。
- （3）特別支援学校を設置している教育委員会は、当該特別支援学校が、福祉避難所に指定されるに際しては、必要な施設面のバリアフリー化の状況、想定される避難者数に応じた人材の確保や非常用物資の備蓄等についてあらかじめ防災担当部局等と検討・調整を行うこと。

8. 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引の策定について（平成27年1月 通知）【抜粋】

学校を統合する場合や小規模校を存置する場合における基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点等を手引として取りまとめ

（別添：手引目次）

- 1章 はじめに～学校規模適正化の背景と本手引の位置付け
- 2章 適正規模・適正配置について
- 3章 学校統合に関して留意すべき点
 - （1）学校統合の適否に関する合意形成
 - （2）魅力ある学校づくり
 - （3）統合により生じる課題への対応
 - （4）地域の大学等との連携
- 4章 小規模校を存続させる場合の教育の充実
- 5章 休校した学校の再開
- 6章 都道府県の指導・助言・援助の在り方

2－3 求められる建物の性能の変化

耐震化の状況

公立高等学校の耐震化については、おおむね完了したところ。

校舎等の耐震化

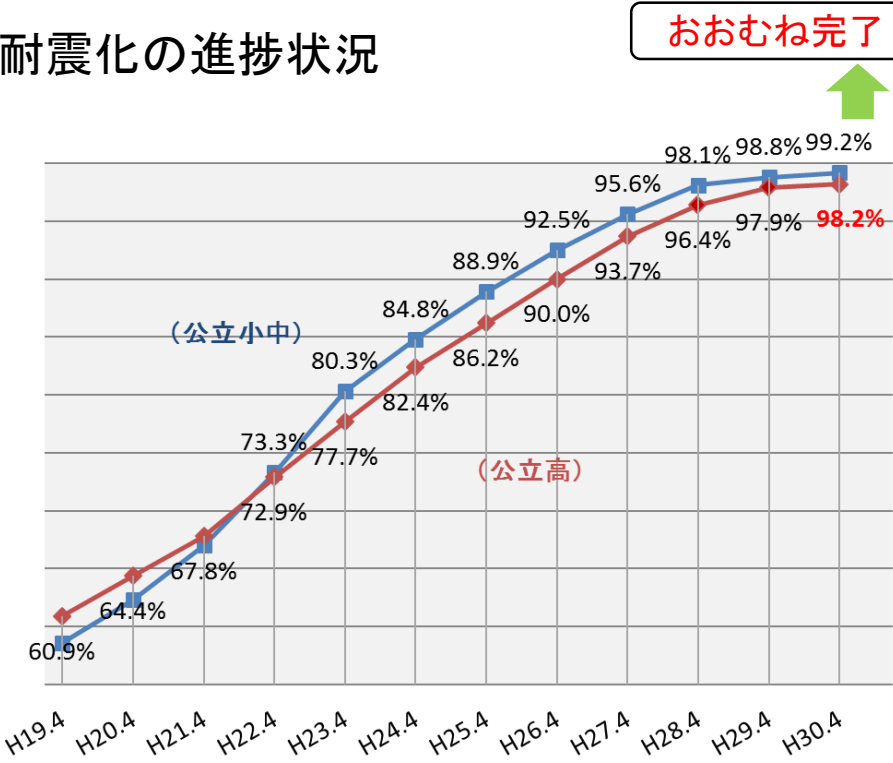
- 耐震化率: 98. 2%(前年度 97. 9%)
- 耐震性がない建物
(耐震診断未実施の建物を含む): **521棟**
(前年度 619棟)
- このうち、倒壊の危険性が高い施設
(Is値0.3未満): 118棟
(前年度 150棟)

○ 各自治体の耐震化の状況

	平成29年度	平成30年度
耐震化率100% 達成	15自治体 (31. 9%)	26自治体 (55. 3%)
耐震化未完了	32自治体 (68. 1%)	21自治体 (44. 7%)

(出典) 平成30年公立学校施設の耐震改修状況フォローアップ調査

○ 耐震化の進捗状況



吊り天井などの非構造部材

- 吊り天井について
落下防止対策実施率: 93. 2%(前年度 91. 8%)
- 吊り天井以外の非構造部材について
点検実施率: 91. 5% 対策実施率: 36. 9%

耐震化の状況

私立高等学校の耐震化については約89%と着実に進捗しているが、公立高等学校と比べて耐震対策が遅れている状況。生徒等の学習や生活の場であり、地震などの災害時には地域住民の避難場所等ともなる私立高等学校等の施設の耐震化の早期完了を目指す。

校舎等の耐震化

○ 耐震化率: **88.8%** (前年度 87.0%)

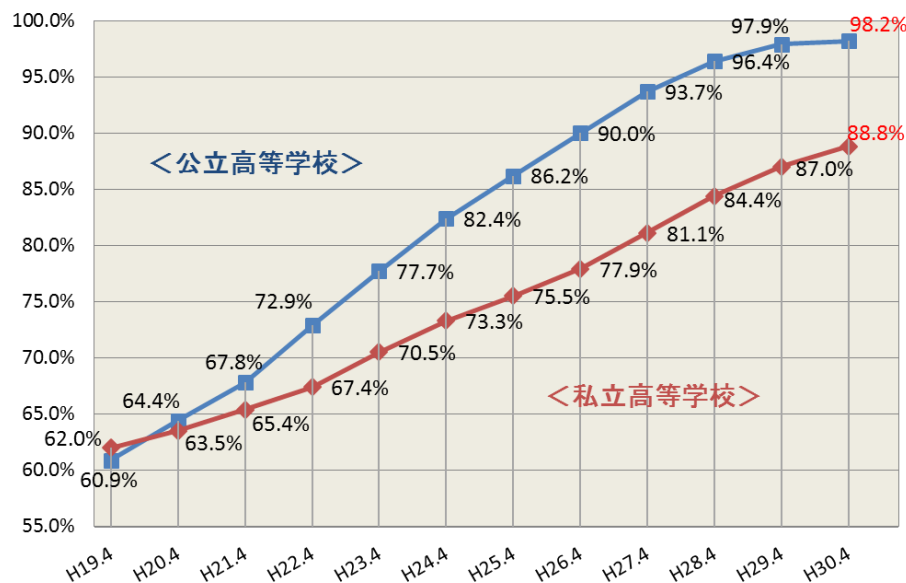
○ 耐震性がない建物

(耐震診断未実施の建物を含む): **836棟**
(前年度 975棟)

● このうち、倒壊の危険性が高い施設
(Is値0.3未満): 237棟

(出典) 2018年度(平成30年度)私立学校施設の耐震改修状況等調査

○ 耐震化の進捗状況



吊り天井などの非構造部材

○ 吊り天井について

落下防止対策実施率: **77.1%** (前年度 76.0%)



更なる取組の推進が必要

○ 吊り天井以外の非構造部材について

点検実施率: **61.8%**

対策実施率: **35.3%**

老朽化の状況

<インフラ長寿命化基本計画>

- ・個別施設毎の長寿命化計画を核として、メンテナンスサイクルを構築
- ・メンテナンスサイクルの実行や体制の構築等により、トータルコストを縮減・平準化
- ・産学官の連携により、新技術を開発・メンテナンス産業を育成

○インフラ長寿命化基本計画の体系(公立小中学校の場合)

インフラ長寿命化基本計画 (H25.11.29)

- 策定主体: 国
- 対象施設: 全てのインフラ

公共施設等総合管理計画

《インフラ長寿命化計画(行動計画)》

- 策定主体: 文部科学省及び地方公共団体
- 対象施設: 安全性等を鑑み、策定主体が設定
- 策定期限: **平成28年度までに策定**

基本計画に
基づき策定

行動計画に
基づき策定

個別施設毎の長寿命化計画(個別施設計画)

- 策定主体: 各教育委員会
- 対象施設: 各地方公共団体の行動計画において設定
- 策定期限: **令和2年度までに策定**

個別施設計画を核とした
メンテナンスサイクルの実施

点検・診断

修繕・更新

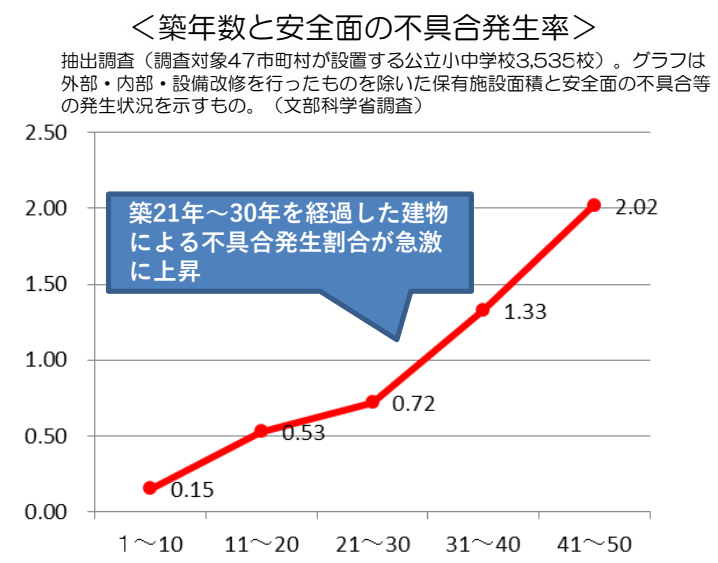
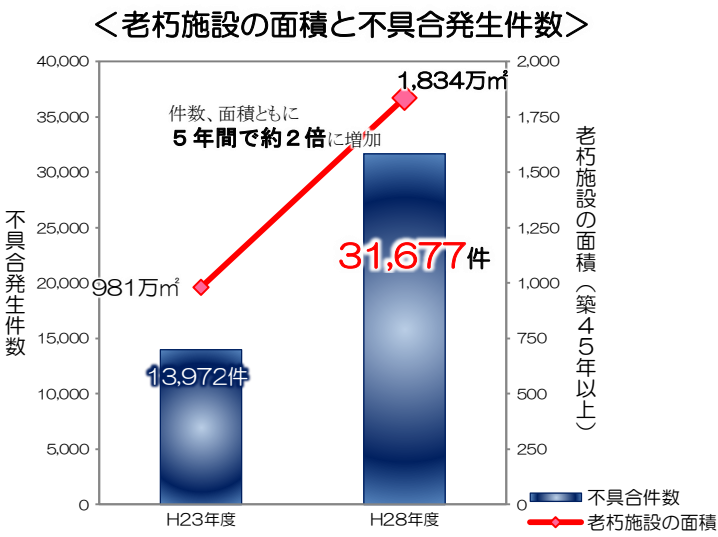
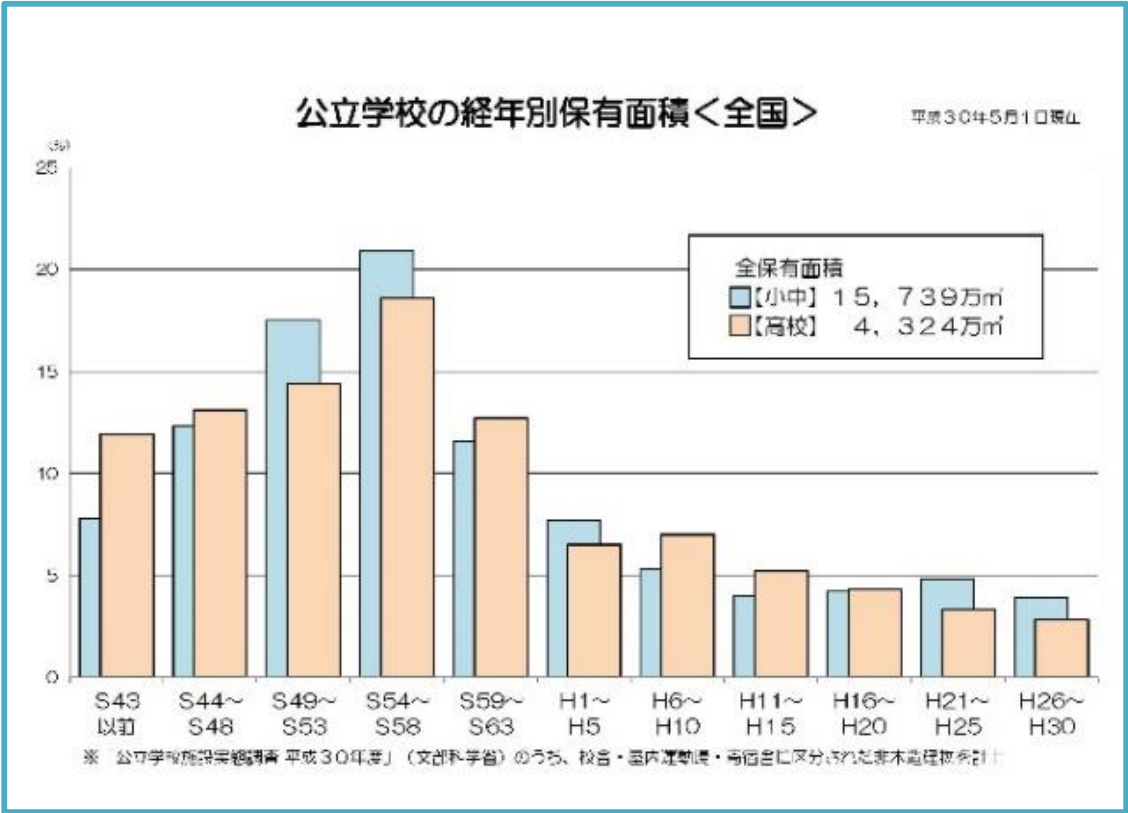
情報基盤の整備と活用

基準類の整備

※ 公共施設の4割を占める学校施設の状況は、公共施設等総合管理計画においても重要な検討材料。可能な限り速やかに検討に着手することが重要。

老朽化の状況

高校の校舎は昭和50年代に建設された施設が最も多く、築30年を経過しているものが約7割



※ 「老朽施設の面積と不具合の発生件数」「築年数と安全面の不具合発生率」とともに公立小中学校のデータ

学校施設の状況と機能強化

防災機能の保有状況

(平成29年4月現在)

学校施設は、児童生徒の学習の場であるとともに、災害時には地域住民の避難所としての役割を担っていることから、学校施設における防災機能の強化が必要。

【避難所に指定されている学校の防災機能の保有状況】

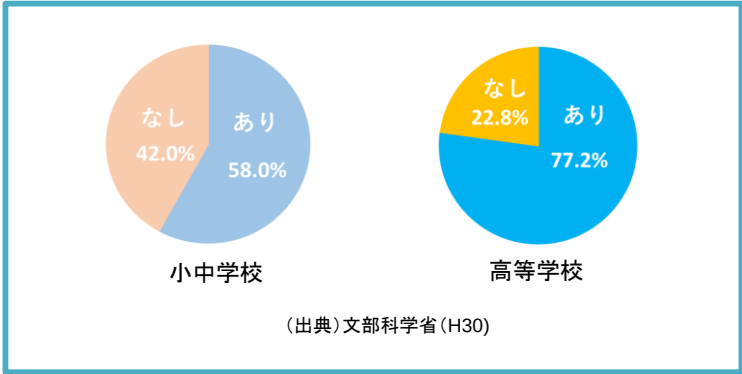
学校種別	小・中学校	高等学校	特別支援学校
全公立学校数	29,006校 (100%)	3,586校 (100%)	1,046校 (100%)
避難所指定 学校数	27,768校 (95. 7%)	2,764校 (77. 1%)	462校 (44. 2%)
備蓄に関する 防災機能 (備蓄倉庫等)	20,560校 (74. 0%)	1,475校 (53. 4%)	291校 (63. 0%)
飲料水に関する 防災機能 (耐震性貯水槽等)	18,774校 (67. 6%)	1,502校 (54. 3%)	294校 (63. 6%)
電力に関する 防災機能 (自家発電設備等)	14,732校 (53. 1%)	1,459校 (52. 8%)	345校 (74. 7%)
通信に関する 防災機能 (通信設備)	21,887校 (78. 8%)	1,736校 (62. 8%)	303校 (65. 6%)
断水時のトイレに 関する防災機能 (マンホールトイレ等)	14,256校 (51. 3%)	886校 (32. 1%)	197校 (42. 6%)

- ※ 小・中学校には、義務教育学校及び中等教育学校（前期課程）を含む。
- ※ 高等学校には、中等教育学校（後期課程）を含む。
- ※ ハード面の整備状況だけでなく、ソフト面での取組を含めた保有状況

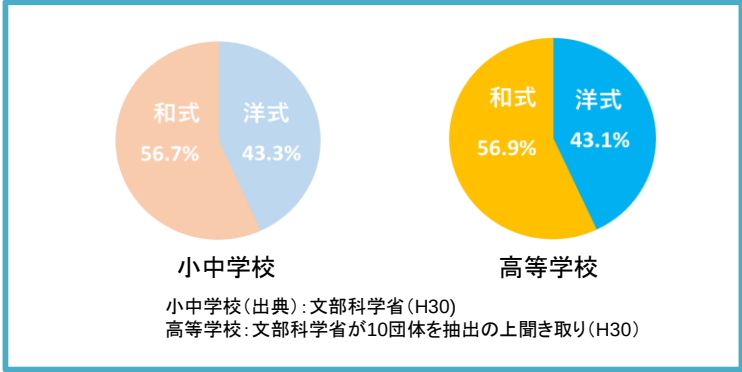
(出典) 避難所となる公立学校施設の防災機能に関する調査（文部科学省）

空調・トイレの状況

公立高等学校の普通教室への空調設置率は77.2%である。



公立高等学校のトイレの洋式化率は43.1%である。



学校施設の状況と機能強化

学習内容や方法の変化、社会状況の変化への対応や、地域の防災拠点としての機能強化が求められる。

- 多様な学習内容、学習形態による活動が可能な環境
 - コンピュータ等を活用した学習環境
 - 非構造部材等の耐震対策
 - 空調設置やバリアフリー化
- 等

学習環境の向上

多目的スペースと連結した
オープンな教室



少人数指導が
できるスペース

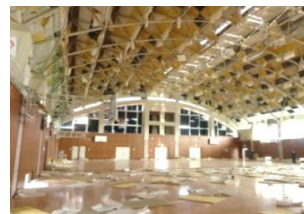


図書室とパソコン室が連携した
学習・メディアセンター



多目的な
ワークス
ペース

非構造部材等の耐震対策



バリアフリー化 (例: 洋式・多目的トイレへの改修)



参考

学校数・児童生徒数・教員数(平成30年度)

		幼稚園	幼保連携型 認定こども園	小学校	中学校	義務教育 学校	高等学校	中等教育 学校	特別支援 学校
学校数 (校)	計	10,878	3,673	20,095	10,325	48	4,907	53	1,135
	国立	49	—	70	71	2	45	4	15
	公立	3,952	552	19,794	9,479	46	3,571	31	1,076
	私立	6,877	3,121	231	775	—	1,321	18	14
児童 生徒数 (人)	計	1,271,918	505,740	6,448,658	3,333,334	22,370	3,280,247	32,618	141,944
	国立	5,288	—	37,916	30,101	1,620	8,548	3,070	2,983
	公立	204,795	63,803	6,333,289	3,063,833	20,750	2,224,821	22,399	138,186
	私立	1,061,835	441,937	77,453	239,400	—	1,046,878	7,149	775
教員数 (人)	計	118,095	86,905	459,155	293,086	2,007	307,019	3,352	89,571

高等学校学科数・学科別生徒数(平成30年度)

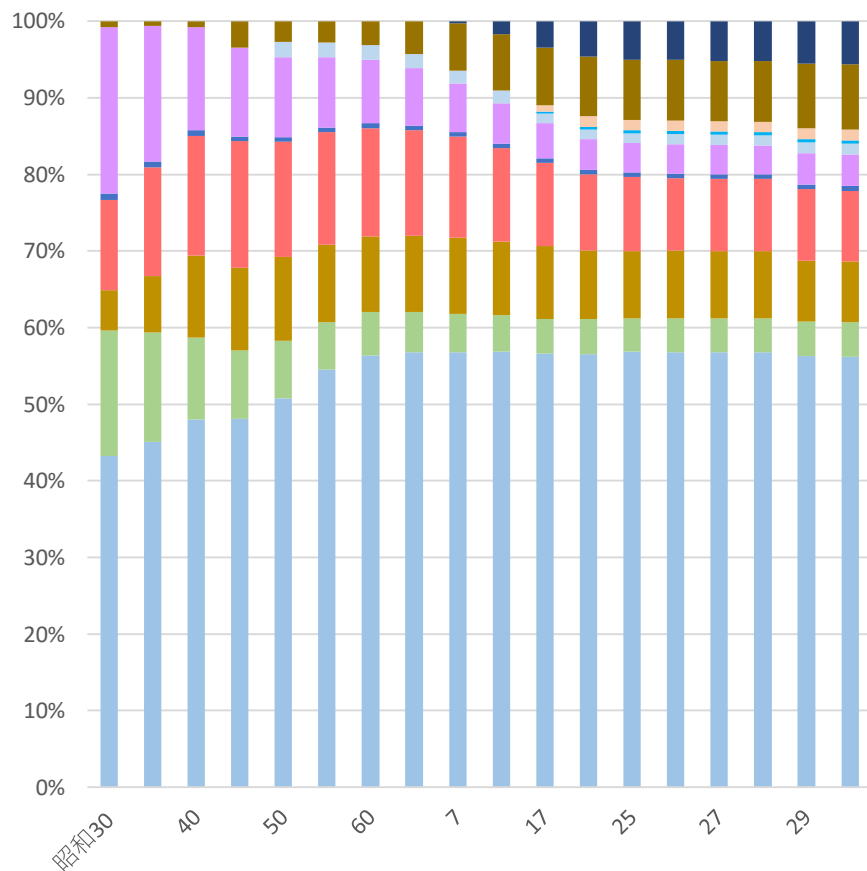
	普通	農業	工業	商業	水産
学科数(学科)	3,770	303	531	623	41
児童生徒数(人)	2,388,509	81,310	249,930	195,190	9,027

	家庭	看護	情報	福祉	その他	総合
学科数(学科)	274	96	28	97	565	369
児童生徒数(人)	39,924	14,194	3,010	8,769	105,008	175,529

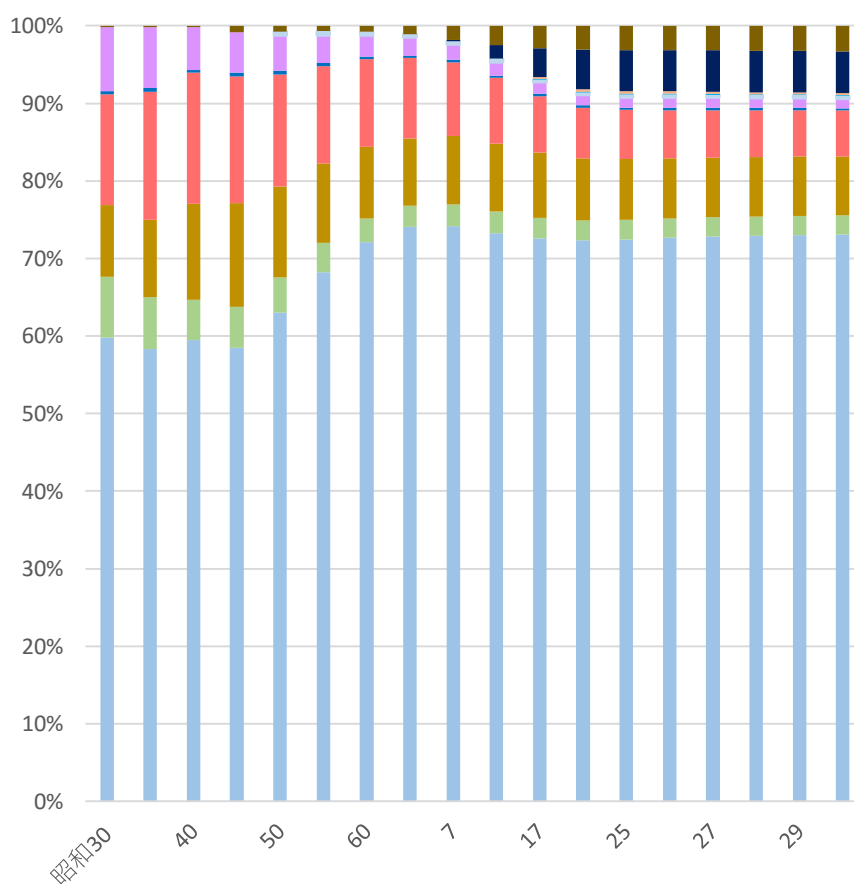
学科の割合、学科別の生徒数割合の推移

学科別では、家庭科や農業科、商業科が減少傾向がみられる一方、その他の学科が増加しており、多様化が見られる。

高等学校 学科割合



学科別生徒数 割合



■ 普通 ■ 農業 ■ 工業 ■ 商業 ■ 水産 ■ 家庭 ■ 看護 ■ 情報 ■ 福祉 ■ その他 ■ 総合学科

学校施設整備指針の概要

- 学校は、子供たちが生き生きと学習や生活を行うことができる安全で豊かな施設環境を確保し、教育内容・方法の多様化に対応するための施設機能を備えることが必要。
- このため、小学校、中学校、高等学校などの学校種別ごとに、学校施設整備の基本方針や計画・設計上の留意事項について示した「学校施設整備指針」を策定。この指針では、
 - ①高機能かつ多機能で変化に対応し得る弾力的な施設環境の整備
 - ②健康的かつ安全で豊かな施設環境の確保
 - ③地域の生涯学習やまちづくりの核としての施設の整備

の3点を学校施設整備の基本方針として、学校施設の配置計画や平面計画、各室の計画等において留意すべき事項を提示。また、学校施設の先進事例を集めた事例集等も作成。



高等学校施設整備指針改訂の変遷

平成6年策定

「高等学校施設整備指針」の策定

学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するため、計画・設計上の技術的な留意事項を提示

平成16年改訂

特色ある高等学校づくり等への対応や、防犯・耐震等への課題に対応した改訂

特色ある高等学校づくりの推進、生徒の主体的な学習活動の支援、情報化や国際化の進展、学校施設の防犯対策の推進、既存学校施設の耐震化の推進、建材等から放散される化学物質による室内空気汚染の防止対策等について追記

平成19年改訂

特別支援教育制度の導入に対応した改訂

特別支援教育を推進するための施設整備の基本的考え方を示すとともに、学校施設のバリアフリー化に関する記述を充実

平成21年改訂

学校施設の事故防止に対応した改訂

学校施設の事故全般（転落、衝突、転倒、挟まれ、落下物等）を対象とした留意事項について充実

平成26年改訂

学校施設の津波対策、避難所としての防災機能強化、老朽化等の課題に対応した改訂

学校施設の津波対策、避難所としての防災機能の強化、老朽化対策等について記載

平成28年改訂

学校施設を取り巻く今日的な課題に対応した改訂

学校施設の複合化、長寿命化対策、木材利用に関する記述を充実

最近の協力者会議の実績

年度	報告書等
21年度	①「新たな学校施設づくりのアイデア集～充実した教育活動と豊かな学校生活のために～」(平成22年1月) ②「 <u>幼稚園施設整備指針</u> 」改訂(平成22年2月) ③「 <u>小学校施設整備指針</u> 」及び「 <u>中学校施設整備指針</u> 」改訂(平成22年3月)
22年度	④「すべての学校でエコスクールづくりを目指して～既存学校施設のエコスクール化のための事例集～」(平成22年5月) ⑤「 <u>高等学校施設整備指針</u> 」及び「 <u>特別支援学校施設整備指針</u> 」改訂(平成23年3月)
23年度	⑥「環境教育に活用できる学校づくり実践事例集」(平成23年9月)
24年度	⑦「学校施設の老朽化対策について～学校施設における長寿命化の推進～」(平成25年3月) ⑧「学校施設整備基本構想の在り方について」(平成25年3月)
25年度	⑨「災害に強い学校施設の在り方について～津波対策及び避難所としての防災機能の強化～」(平成26年3月)
26年度	⑩「 <u>学校施設整備指針</u> 」改訂(平成26年7月) ⇒ 全学校種;防災機能に関する記述充実
27年度	⑪「小中一貫教育に適した学校施設の在り方について～子供たちの9年間の学びを支える施設環境の充実に向けて～」(平成27年7月) ⑫「学習環境の向上に資する学校施設の複合化の在り方について～学びの場を拠点とした地域の振興と再生を目指して～」(平成27年11月) ⑬「 <u>学校施設整備指針</u> 」改訂(平成28年3月) ⇒ 全学校種;小中一貫教育に適した学校施設や学校施設の複合化等に関する記述追加・充実
29年度	⑭「これからの幼稚園施設の在り方について～幼児教育の場ふさわしい環境づくりを目指して～」(平成29年3月) ⑮「 <u>幼稚園施設整備指針</u> 」改訂(平成29年3月)
30年度	⑯「これからの小・中学校施設の在り方について～児童・生徒の成長を支える場ふさわしい環境づくりを目指して～」(平成31年3月) ⑰「 <u>小学校施設整備指針</u> 」及び「 <u>中学校施設整備指針</u> 」改訂(平成31年3月)

最近の学校施設整備に関する報告等

1. 学習環境の向上に資する学校施設の複合化の在り方について（平成27年11月）

～学びの場を拠点とした地域の振興と再生を目指して～

- 今後、地方公共団体において、学校施設と他の公共施設等との複合化を検討する機会が増加していくことを踏まえ、複合化の特徴や課題を整理した取組事例を掲載。
- 学校施設の複合化に係る基本的な考え方や計画・設計上の留意事項等を提示。

<報告書目次>

- 第1章 学校施設の複合化に関する現状と課題
 - 1 公共施設マネジメントが求められる社会的背景
 - 2 学校施設の現状と複合化の需要の高まり
 - 3 学校施設の複合化の実施状況調査
 - 4 学校施設の複合化の特徴と取組事例
- 第2章 学校施設の複合化の在り方
 - 1 基本的な考え方
 - 2 域内の学校施設の計画に関する留意事項
 - 3 個別の学校施設の複合化に関する留意事項
- 第3章 国による支援等

<整備事例>

（施設機能の共有化による学習環境の高機能化・多機能化）



公共図書館との複合化により、豊富な資料を授業等で利用することが可能

（児童生徒と施設利用者との交流）



授業の一環として、老人デイサービスセンターの高齢者との交流を実施

2. 小中一貫教育に適した学校施設の在り方について（平成27年7月）

～子供たちの9年間の学びを支える施設環境の充実に向けて～

- 小中一貫教育の制度化の内容を踏まえ、小中一貫教育に適した学校施設の基本的考え方や計画・設計上の留意事項を提示。
- 先行事例を掲載して、施設の計画・設計における留意事項についての具体的内容を分かりやすく解説。

<報告書目次>

- 第1部 小中一貫教育に適した学校施設の在り方
 - 第1章 背景
 - 第2章 小中一貫教育を実施する学校施設の現状、課題
 - 第3章 小中一貫教育に適した学校施設の在り方
 - 第4章 国による支援策
- 第2部 先行事例
 - 第1章 小中一貫教育を実施する学校施設の整備例
 - 第2章 先行事例における計画・設計の事例間比較

<整備事例>

（学年段階の区切りへの対応）



児童生徒の発達段階に応じた教室環境

（職員室の一体的な利用）



職員室、事務室を統合した校務センター

3. 災害に強い学校施設の在り方について (平成26年3月)

～津波対策及び避難所としての防災機能の強化～

- 東日本大震災により避難所となった学校施設の利用状況や、津波被害が想定される地域における学校施設の防災機能強化の取組について、現地調査を実施。
- 津波対策及び避難所となる学校施設の在り方について、それぞれ基本的な考え方や計画・設計上の留意事項を提示。

<報告書目次>

第1部 津波災害が想定される地域における学校施設の在り方について

- 第1章 東日本大震災における学校施設の被害状況の検証
- 第2章 津波被害が想定される地域における学校施設の在り方

第2部 地域の避難所となる学校施設の在り方について

- 第1章 東日本大震災から浮かび上がった課題の検証
- 第2章 地域の避難所となる学校施設の在り方

第3部 国による推進方策

<整備事例>

(高台や屋上等への避難経路の確保)



学校の裏山までの避難路



屋外避難階段

4. 学校施設の老朽化対策について (平成25年3月)

～学校施設における長寿命化の推進～

- 昭和40年代後半から50年代にかけて整備された多くの学校が更新時期を迎えつつある状況。
- 老朽化した学校施設の再生整備の基本的考え方や推進方策について提示。

<報告書目次>

第1部 学校施設老朽化対策ビジョン

第1章 学校施設を取り巻く現状と課題

- 1 学校施設の役割
- 2 学校施設の現状
- 3 老朽化対策の必要性

第2章 老朽化対策の基本的考え方

- 1 目指すべき姿
- 2 施策の方向性

第3章 地方公共団体における再生整備の具体的な進め方

- 1 PDCAサイクルによる施設整備
- 2 組織体制の充実

第4章 国による推進方策

第5章 今後の検討課題

第2部 先進的な取組事例

<整備事例>

(長寿命化改修)



改修前

廊下と教室の間の間仕切りを撤去し、オープン型の教室に変更



改修後

5. 学校施設における事故防止の留意点について (平成21年3月)

- 学校施設内の様々な場所で発生する事故全般（転落、衝突、転倒、挟まれ、落下物及び遊具）について、計画・設計段階から利用段階までの各段階における学校施設の安全対策の考え方を提示。

(目次)

第1章 本調査研究の趣旨

第2章 学校施設における事故防止の基本的な考え方

- 1 事故防止に関する基本的な考え方
- 2 施設整備の各段階での事故防止の基本的な考え方
- 3 事故種別毎の基本的な考え方

第3章 事故防止の留意点

- 第1節 各室における留意点
- 第2節 各部における留意点（建物）
- 第3節 各部における留意点（建物以外）



6. 環境を考慮した学校施設（エコスクール）の今後の推進方策について (平成21年3月)

- 学校施設のエネルギー消費実態及びエネルギー消費の長期的展望等について調査研究。
- 既存の学校施設について、適切な教育環境を確保しつつ、環境への負荷を低減させる計画・設計上の方策等を提示。

(目次)

I 背景

II 学校施設におけるエネルギー消費等の実態

- 1 学校施設のエネルギー消費実態
- 2 学校施設のCO₂排出量推計

III 学校施設における地球温暖化対策の課題

- 1 学校施設のエネルギー消費の効率化
- 2 学校施設の質的改善と地球温暖化対策
- 3 建設時の環境負荷の低減
- 4 環境教育への更なる活用

IV 環境を考慮した学校施設（エコスクール）の今後の推進方策



7. 学校施設における地域ぐるみの防犯対策事例集 (平成21年3月)

- 学校施設の防犯対策に地域ぐるみで積極的に取り組んでいる学校や地方公共団体等の事例について分かりやすく解説。

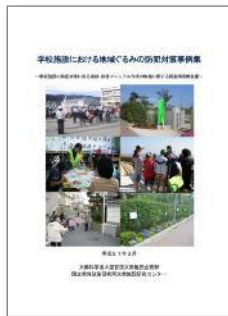
(目次)

第1章 地域ぐるみで行う学校施設の防犯対策

第2章 取組事例

第3章 事例から読み取れるポイント

- 1 学校施設安全マップと地域安全マップの活用
- 2 迅速かつ正確な情報の把握と共有化
- 3 防災・交通安全、文化振興等とあわせた包括的な活動
- 4 地域特性を考慮した担い手の活用
- 5 改善の必要性や緊急性等を検討し、すぐにできることから取組む
- 6 取組のきっかけとなるチャンスを活用
- 7 人との交流を保ちながら継続して取組むための工夫



8. 学校施設バリアフリー化推進指針 (平成16年3月)

- 学校施設のバリアフリー化等の推進に関する基本的な考え方や学校施設のバリアフリー化等を図る際の計画・設計上の留意事項を提示。

(目次)

第1章 学校施設のバリアフリー化等の推進に関する基本的な考え方

- 1 学校施設のバリアフリー化等の視点
- 2 既存学校施設のバリアフリー化の推進

第2章 学校施設のバリアフリー化等に係る計画・設計上の留意点

- 1 計画・設計上の基本的留意事項
- 2 わかりやすく、円滑に建物に至ることができる配置計画
- 3 わかりやすく、快適に動きやすい平面計画
- 4 使いやすく、安全で快適な各室計画



公立高等学校の施設整備補助について

公立高等学校の施設整備補助の沿革

- 昭和50年代以降、高校進学率の上昇や人口の増加に伴う高校生徒数の増加といった緊急的な事態に対処するため、高校建物の新增築に係る経費を一部国庫補助。
- 平成元年以降、高校生徒数が減少期を迎えたことや、地方分権を推進し、地方の裁量を拡大する観点から、国庫補助金を順次廃止・縮小し、平成18年の三位一体の改革では、一部税源移譲を行い一般財源化を図った。
- 現在(平成30年度)は、原則自治体の一般財源で措置されているほか、防災機能強化等一部事業について引き続き国庫補助を行っている。また、避難所に指定されている施設の耐震化や空調整備等の一部事業については、一定の要件を満たした場合において、地方財政措置が講じられている。

国庫補助

◆防災機能強化

屋外防災施設の整備に対し1/3を国庫補助。

◆公害・火山

公害の被害校の建物で教育環境上著しく不適当なもの等に対し1/3を国庫補助。

◆産業教育施設

産業教育のための実験実習施設の整備に必要なもの等に対し1/3を国庫補助。

地方財政措置

地方自治体が高校施設を整備する場合は、一般財源で行うほか、**地方債の起債（学校教育施設等整備事業債の充当率は75%）**も可能となっている。以下はそのうち、元利償還金が交付税措置されている主なもの。

◆緊急防災・減災事業債

指定避難所とされている学校施設（普通教室を除く）の耐震化や避難者の生活環境改善のための施設（空調、Wi-Fi等）の整備を自治体が単独で行う場合、地方債を100%充当し、元利償還金に対し70%を交付税措置。

◆公共施設等適正管理推進事業債

個別施設計画に位置づけられた公立学校施設において長寿命化事業等を自治体が単独で行う場合、地方債を90%充当し、元利償還金に対し自治体の財政力に応じて42%～50%を交付税措置。

私立高等学校の施設整備補助について

私立高等学校に対する施設整備補助制度

- 高等学校等の教育の充実と質的向上を図ることを目的として、私立高等学校等施設高機能化整備費により施設整備に係る経費の一部を補助。
- また、避難所に指定されている施設の耐震化の事業に対して地方団体が独自に助成する場合、一定の要件を満たした場合において、地方財政措置が講じられている。

国庫補助

◆高機能化整備事業

学校法人が設置する高等学校における教育内容・方法等の改善のために行う校舎の改造工事及びこれに伴い必要となる教育装置の以下の整備事業に対し1/3以内を国庫補助。

- ①教育の情報化に関連した教室等の改造工事、②特別教室及び多目的室、図書室の整備、③校舎等のバリアフリー化整備、④カウンセリング機能の強化のための保健室や余裕教室等の整備

◆防災機能強化施設整備事業

学校法人が設置する高等学校における防災機能の強化（耐震補強工事、非構造部材の耐震対策）、安全管理対策、屋外防災施設の設置等及び耐震改築工事のための施設整備事業に対し1/3以内※を国庫補助。

※ Is 値0.3未満の耐震補強工事は1/2

◆エコキャンパス推進事業

学校法人が設置する高等学校等における環境に配慮した学校施設整備の推進を図るための整備事業に対し1/3を国庫補助。

◆施設等災害復旧事業

地方財政措置

元利償還金が交付税措置されているものとして緊急防災・減災事業債がある。

◆緊急防災・減災事業債

指定避難所とされている学校法人立の高等学校の耐震補強工事に対し、地方団体が独自に助成する場合、地方債を100%充当し、元利償還金に対し70%を交付税措置。